

資料 3

福津市^{さと}郷づくり推進条例
解説書（イメージ案）



福津市

（令和●年●月）



目次

1	はじめに	1
2	「郷づくり」のあゆみ	2
3	条例制定までの取組	2
4	条例の構成	3
5	福津市郷づくり推進条例（案）	4
	前文	4
	第1条 目的	6
	第2条 定義	7
	第3条 基本理念	11
	第4条 市民の役割	13
	第5条 郷づくり推進協議会の役割	14
	第6条 市の役割	16
	第7条 市の支援	17
	第8条 情報の発信等	20
	第9条 人財育成等	21
	第10条 郷づくり基本構想及び郷づくり計画	22
	第11条 郷づくり推進協議会の名称等	23
	第12条 郷づくり推進協議会の事業	24
	第13条 情報公開	27
	第14条 個人情報保護	27
	第15条 意見の聴取	27
	第16条 条例の見直し	28
	第17条 委任	28
6	福津市郷づくり推進条例（案） 全文	29

1 はじめに

① 「福津市^{まこと}郷づくり推進条例」とは？

市民が主体となって、**持続的な郷づくりを推進**するための条例（ルール）

市民や郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）、自治会、福津市（以下「市」という。）のそれぞれの「位置付けや役割」を明確にし、郷づくりの推進に関する基本ルールを定めたものです。

② 条例を制定した目的は？

少子高齢化や物価高騰など私たちを取り巻く社会情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式が多様化しています。地域によって抱える課題はさまざまであり、地域の実情に合わせて対応するために、郷づくりをより推進することが大切です。福津市には、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）があり、まちづくり全体を通して必要な「まちづくりの基本となる考え方（理念）」が記載されていますが、郷づくり推進の視点から見ると実効性が期待しにくい部分がありました。そのため、**郷づくりに特化した条例を制定し、郷づくりの推進を市民と市が共働して行うために福津市郷づくり推進条例**（以下「条例」という。）を制定しました。

郷づくりを推進すると……

- ・地域が魅力的になる
- ・地域課題の解決につながる
- ・人と人とのつながりが生まれ、防犯・防災が強化される
- ・誰もが快適で住みやすい環境を維持することができる など

③ 条例の制定で何が変わる？

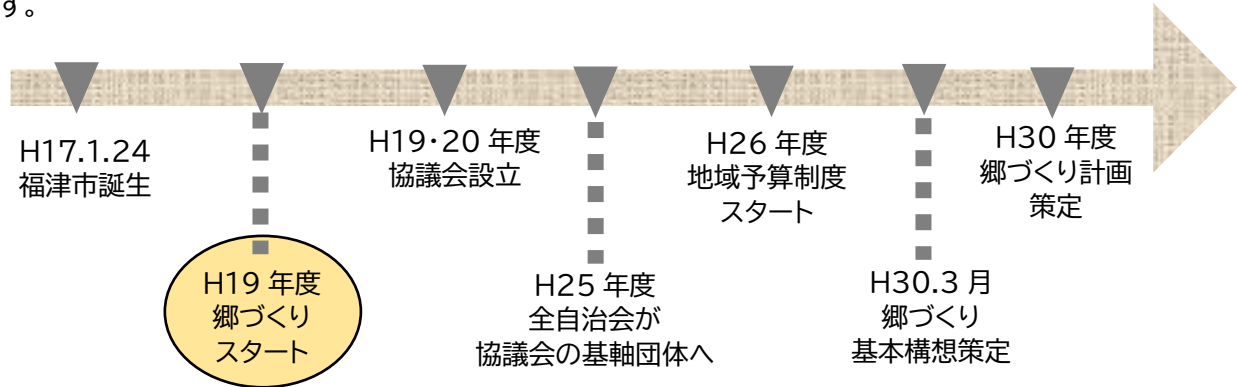
条例と聞くと、何か義務を課されることへの心配や条例ってそもそも必要とを感じる方も多くいるかもしれません。条例は、憲法によって保障されており、とても重要なものです。そのため、この条例を制定することで郷づくりの根拠となり、**「郷づくり」を後押しすることができます**。条例の制定によって、目に見えて何かはすぐには変わりません。条例の理念を、私たちが理解し、実行していくことで、少しずつ、私たちの目指す郷づくりの将来像「人と地域の絆をつくる 郷づくり」に近付けることができます。

条例を制定すると……

- ・郷づくりが目指す**方向性**をより明確に示すことができる
- ・郷づくり推進に**実効性**を持たせることができる
- ・市民が主体の郷づくりに対して、市の**伴走支援**を強化することができる など

2 「郷づくり」のあゆみ

平成 17 年に福津市が誕生し、平成 19 年度に郷づくりは始まりました。その後、おおむね小学校区域を単位とした協議会が設立されました。郷づくり基本構想や郷づくり計画など地域コミュニティの指針や方向性を示したものが策定されました。これらの構想や計画は、振り返りながら、郷づくりを持続させていくために、評価検証を行っています。

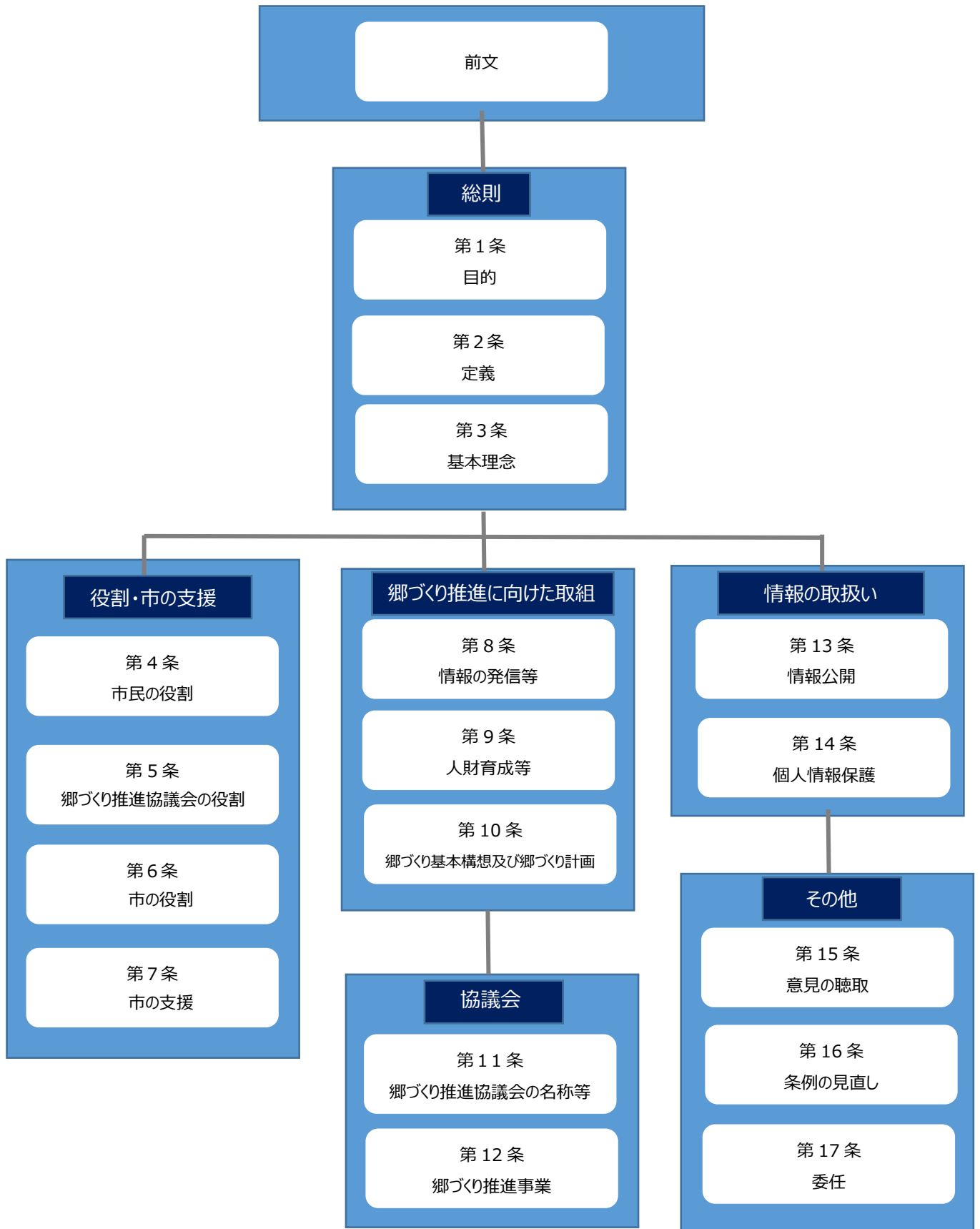


3 条例制定までの取組

年	取組	説明
令和2年11月	代表者会議（各協議会の代表者が集まる会議。以下同じ。）	「基本条例」の見直しの必要性を検討しました。 →市民参加型の仕組みを取り入れて、検討すべきであるとの意見がでました。
令和4年6月	福津市共働推進会議に諮問	福津市共働推進会議 基本条例見直しの必要性、また関連条例制定の必要性を検討しました。
令和4年10月 ～ 令和5年3月	福津市共働推進会議の委員が8地域を視察	協議会のそれぞれの現状を把握するために、8つの協議会を視察しました。
令和6年3月	福津市共働推進会議からの答申	郷づくり推進の視点から基本条例を改正する必要性はないが、郷づくり推進に実行性を持たせるためには、別途、 <u>郷づくり推進に特化した条例を制定すべきと答申</u> がでました。
令和6年8月	庁議	郷づくりのさらなる推進を後押しするため、郷づくりの旗印となる「郷づくり推進条例（仮称）」を制定することを決定しました。
令和7年1月 ～ 令和7年2月	協議会に郷づくり推進条例（仮称）の概要説明、ヒアリングを実施した。	郷づくり推進条例（仮称）素案作成に向けて、各地域に条例の概要を説明し、ヒアリングを行いました。その中で出た意見も参考にし、条例制定に向けて準備を行いました。
令和7年10月	郷づくり推進条例（仮称）制定に向けたワークショップを実施	各郷づくりの会長をはじめ、役員とワークショップを通して、条例に盛り込む内容について意見交換を行いました。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▲ワークショップの様子</p>

4 条例の構成

この条例は、「前文」と「6つのグループ」で構成されます。



5 福津市郷づくり推進条例（案）

前文

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を感じることができるまちです。地元で生まれ育った人も、新たに引っ越してきた人も互いにつながり、地域の中でそれぞれが自分の役割を持ち、助け合いながら暮らしています。

その中で、郷づくりは地域自治の基盤であり、地域住民同士をはじめ、様々な人とのつながりを生み、地域を魅力的にする役割があります。また、郷づくりは、「地域のために何かをやりたい」という一人一人の挑戦や想いを後押しすることができるとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代が関わる楽しい活動です。その結果、郷づくりを通して、市民の主体性を育んできました。

一方で、社会情勢の変化とともに、人口の増加又は減少をはじめ、地域資源や直面している課題、そして今後の可能性は同じ市内であっても異なるため、地域の実情に合わせた取り組みを行うことが求められています。

そこで、地域課題を解決するとともに魅力ある地域をつくるために、郷づくりを推進することが大切であると考えます。そのため、市民と市が情報や地域課題を共有し、それぞれが役割分担をし、対等な立場で共働しながら、郷づくりに取り組みます。

多くの市民が地域に親しみを持ち、福津市で良かったと感じながら安心・安全に住み続けることができるまちを実現するため、持続的な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。

【解説】

この条例は、本市の郷づくり推進における最も基本的かつ重要な事項を定めるとともに、本市の法体系における最高規範として位置付けられるものです。そのため、条例の趣旨を明らかにするために前文を設けています。この前文は、条例の制定目的や理念を分かりやすく示しています。

なお、市民から条例の文体を分かりやすく表現してほしいとの要望が多くありましたが、条例は法規範の一つであり、条例自体は正確かつ法令に基づいた文体にする必要があります。

しかし、前文は、なるべく分かりやすい言葉を用い、郷づくりへの想いを市民が理解しやすいように表現するとともに、検討過程でいただいた各協議会からの想いや考えを、可能な限り盛り込んでいます。

POINT

前文に込めた想い

- ・郷づくりは、「楽しい活動」です
- ・多くの市民が**地域に親しみを持ち、福津市で良かったと感じながら安心・安全に住み続ける**ことができるまちを実現するために、郷づくりを推進します

第1段落 「私たち」とは、福津市に関わる全ての人や団体（企業を含む。）などを指しています。この段落では、併せて市の特徴を明記しています。地元で生まれ育った人も多く福津市にいますが、宅地開発により、新たに引っ越してきた人も年々増加傾向にあり、これらの市民がつながり、助け合いながら暮らしている現状を表現しています。

第2段落 郷づくりが地域自治の基盤であると最初に明記することで、地域自治の中での郷づくりの位置付けを示しました。郷づくりは、ご近所同士のつながりだけではなく、学校や企業など、さまざまな人とのつながりをつくるきっかけの場であり、地域を魅力的にするという郷づくりの素晴らしさを表現しました。地域が魅力的になることで、「住み続けたい」、「地域活動にもっと関わりたい」という気持ちが自然と生まれます。また、郷づくりは、「地域のために何かをやりたい」という一人一人の挑戦や想いを後押しする寛容さや温かさがあります。活動分野として、子育て支援事業や高齢者福祉事業など多種多様な楽しい活動があり、このような活動を通して、自分で考え、判断し、責任をもって行動する主体性を育てています。

第3段落 社会情勢の変化とともに、同じ市内であっても、資源や直面している課題、今後の可能性が異なります。福津市には、8つの郷づくり地域があり、それぞれの地域ごとに個性があります。これらの課題を解決するために求められていることは、地域の実情に合わせた取り組みであることを明確にしました。

第4段落 第3段落で述べた課題は、多岐にわたることから、何か義務感で市民が行動するのではなく、市民が主体的に取り組む郷づくりをすることが大切であると考えます。課題解決には、こうした認識のもと、市民と市が共に協力する「共働」が重要です。また、市民と市は、上下関係があるのではなく、対等な立場で郷づくりに取り組むことを明らかにしました。

第5段落 最後に各協議会からの意見を元に、郷づくりが目指す方向性を示しました。住み始めたきっかけは「便利だから」や「仕事の都合」という方も多くいるかもしれません。そのような中で、一人でも多くの人が地域に親しみを持つことで、結果的に福津市に住んで良かったと感じることができるまちを実現したいと考えています。そのために、郷づくりを推進することを表現しています。



(目的)

第1条 この条例は、市民、郷づくり推進協議会及び福津市（以下「市」という。）との位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、もって持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

【解説】

POINT

この条例は、「**持続的な郷づくりの推進**」を目的としています。

本条は、条例の制定目的を明らかにしたものであって、条例の解釈・指針となるものです。

この条例において、市民、協議会及び市との位置付けや役割などの基本的事項を制度的に明らかにし、郷づくりの推進を図るものです。

今まで、地域自治組織として「協議会」や「自治会」の位置付けや役割が不明確な部分があったため、次条以降でそれぞれの位置付けや役割を示しました。また、市がどのような形で協議会を支援していくかについて次条以降で明記しています。

ここでは、前文で述べたことと同様に、「持続的な郷づくりを推進すること」が重要であることを第1条で表現しました。第2条で郷づくりについて定義をしますが、郷づくりの主体は、市民です。そのため、市民が魅力ある地域を「自分たちの手で作っていく」そのような想いも込めてこの条例が制定されました。

郷づくりの主演は、
私たち市民です。



「郷」という文字への想い

「郷」という文字には、温かさや懐かしさを持った「郷」にしたいという想いを表現しています。

福津市では、この「郷」をイメージしたまちづくりを「郷づくり」と呼び、人と人が助け合いながら、自分のまちに誇りを持って暮らしていくことを目指しています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郷づくり 地域をより良くしていくため、市民が主体となり、身近な地域課題の解決及び個人的で魅力ある地域づくり等、公益性の増進に寄与する地域活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- (2) 市民 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（平成 20 年福津市条例第 27 号。以下「基本条例」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する市民及び事業者等を総称したものをいう。
- (3) 郷づくり推進協議会 自治会を基軸として、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、基本条例第 11 条第 2 項に規定する郷づくり推進協議会をいう。
- (4) 自治会 原則として行政区（市の区域内を地理的に分割した区域をいう。以下同じ。）において 1 団体ずつ地縁により形成された住民自治組織で、市が認めたものをいう。
- (5) 共働 基本条例第 2 条第 4 号に規定する共働をいう。
- (6) 地域自治 基本条例第 2 条第 5 号に規定する地域自治をいう。

【解説】


本条は、この条例において基本となる「郷づくり」、「市民」、「郷づくり推進協議会」、「自治会」、「共働」、「地域自治」、「市民公益活動」について定義するとともにその位置付けを明らかにしました。

(1) 郷づくり

「郷づくり」とは、地域をより良くしていくための活動です。その活動の中心は、市ではなく、「市民」であることを明らかにしています。地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力、連携し、地域の課題を解決する取り組みや個人的で魅力ある地域をつくることを目的に取り組むことを明らかにしました。また、公益性の増進に寄与する活動を基本原則としています。公益とは、社会全体や多くの人のための利益を指し、特定の人や団体に対し活動ではなく、広く大衆の福祉や幸福を目的とした活動のことです。ただし、宗教活動や政治活動などは郷づくりの対象として除外しています。民間企業であっても、郷づくりの推進のため、営利を目的とした活動でなければ、協議会の構成組織の一員として活動することができます。なお、郷づくりの位置付けは、以下のとおりです。“まちづくり”という大きな枠組みの中に“地域づくり”があり、“地域づくり”のうちの地域住民が主体となって取り組む活動として“郷づくり”を位置付けています。

○郷づくりの位置付け

まちづくり
住みよいまちにしていくための
あらゆる活動や事業(ハード+ソフト)



地域づくり 市民、事業者等及び市など、多様な主体が
さまざまな方法で、協力しながら地域を守り育てること

郷づくり 地域づくりのうち、**地域住民が主体**となって
取り組む活動。**郷づくり推進協議会**が中心。
平成30年3月に郷づくり基本構想の中で再定義。

11

(2) 市民

基本条例第2条第1号及び第2号「市民」及び「事業者等」を総称したもののこの条例では「市民」としています。市内に住む人、働く人、活動する人、学ぶ人、市内で事業及び活動をする人であり、市に住民登録がある人だけを市民とは定義していません。郷づくりを行う個人や団体を総称し、この条例では市民と定義しています。

基本条例第2条第1号及び第2号抜粋

(定義)

第2条 (略)

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、活動する人及び学ぶ人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業及び活動を行うものをいう。

(3) 郷づくり推進協議会

「郷づくり推進協議会」とは、自治会、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織です。地域内の意見や問題を幅広く収集し、地域の意見をまとめ、身近な地域課題を解決しながら、地域住民の連帯感を醸成し、住みやすい魅力ある地域の実現に向けて主体的に行動する郷づくり地域を代表する組織です。おおむね小学校区域を単位としています。主な各種団体の例は、以下の組織のことを言います。

基本条例第11条第2項抜粋

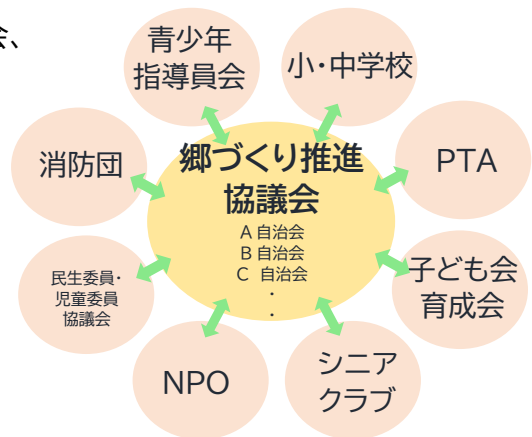
(地域づくり)

第11条 (略)

- 2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

【主な各種団体の例】

福津市民生委員・児童委員協議会、福津市子ども会育成連合会、
 福津市青少年指導委員会、福津市シニアクラブ連合会、
 アンビシャス広場づくり実行委員会、小地域福祉会、
 小・中学校 PTA など



(4) 自治会

「自治会」とは、地縁により形成された住民自治組織で、原則、行政区を単位として 1 団体ずつ市が認めたものです。地縁とは、近隣の住民同士で形成される地域コミュニティであり、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈りや分別ステーションの設置管理、防犯のためのパトロール、防犯灯の維持管理など自分たちの区域を住みやすいまちにしていけるための自主的な活動を行っています。

POINT

※郷づくり推進協議会と自治会は別の組織です。

地域の声を届けることをはじめ、いろいろな活動を自治会が行っています。



快適できれいな地域づくり

- ・分別ステーション
- ・市への要望書のとりまとめ
- ・清掃活動



情報を伝える

- ・回覧板、掲示板
- ・広報紙づくり
- ・自治会 HP の運営



安全な暮らしを守る

- ・防犯灯の管理
- ・防犯パトロール
- ・防災訓練

快

伝

守

(5) 共働

「共働」とは、基本条例第2条第4号に規定する「共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動すること」を言います。基本条例第2条第4号において、定義付けされています。

基本条例第2条第4号抜粋

(定義)

第2条 (略)

(4) 共働 共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、お互いの立場や特性を尊重し、共に行動することをいう。

(6) 地域自治

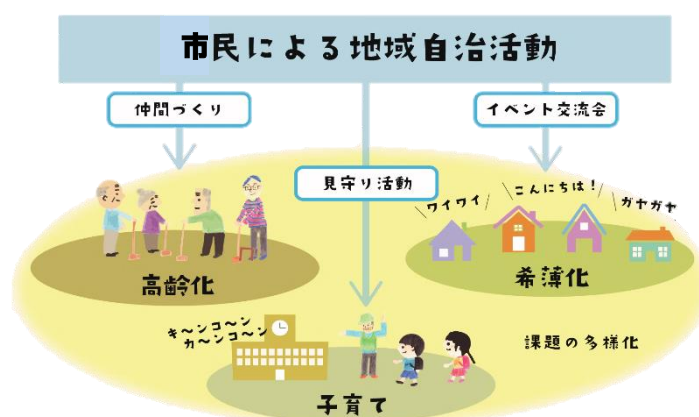
「地域自治」とは、市全域、小学校区域又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向け、共に考え行動し、「自ら地域のことは、自らの手で治めていくこと」をいいます。地域課題は、自治会で取り組むもの、協議会で取り組むもの、市と一緒に取り組むものがあります。自治会や協議会で解決できないことは市と共働で行います。

基本条例第2条第5号抜粋

(定義)

第2条 (略)

(5) 地域自治 市全域、小学校区又は行政区など、あらゆる人がそれぞれの課題解決に向けて共に考え行動し、自らの地域のことは、自らの手で治めていくことをいう。



(基本理念)

第 3 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）とし、郷づくりを推進するものとする。

- (1) 地域の魅力、解決力及び地域への関心等を高めるため、市民が主体的に市と共働して推進すること。
- (2) 地域の課題解決のため、地域を支える多様な主体との共働により、その展開が図られること。
- (3) 市民の生活の場として、将来にわたり、魅力ある地域となるよう、地域の資源及び特性を生かし、地域自治の観点から持続的な活動が行われること。
- (4) 自らの役割を認識し、お互いを十分尊重しながら活動すること。
- (5) 郷づくりをする者に対し、感謝の気持ちを持つこと。

【解説】

POINT

郷づくりの基本理念

- ・市民が主体となり、市と共働し、地域の課題を解決すること
- ・魅力ある地域となるよう、地域の資源や特性を生かすこと
- ・自らの役割を理解し、お互いに活動すること
- ・活動する者を尊重し、敬うこと

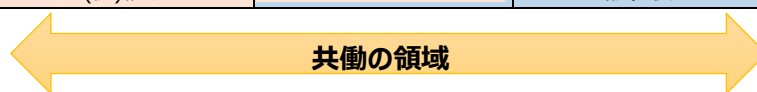


(1) 地域の魅力、解決力、地域への関心などを高めるために、市民が主体となり、市と共働して推進することを基本理念としています。協議会や自治会（以下「協議会等」という。）に対するこれまでの市側の姿勢は、「協議会等の裁量で自由に」と業務を一任し、市の関与が不十分と捉えられていたこともあり、市も伴走して支援することを責務とし、規定しています。

<共働の考え方>

郷づくりを行う上で、市民や行政それぞれが主体的に行うことがふさわしいもの、共働して行うべきものがあります。

市民主体 市民が主体的に活動 を行う領域	市民主導 市民が主となり行政 が支援する領域 (例)補助	対等 市民と行政が連携する 領域 (例)共催	行政主導 行政が主で市民に参加 などを依頼する領域 (例)委託	行政主体 行政が責任を持って 対処すべき領域
-----------------------------------	--	-------------------------------------	---	-------------------------------------



どのかたち（手法）にしる、市民と行政は対等な立場関係であることが重要です。共働して郷づくりを行う際は、市民と行政が話し合いを重ねた上で、それぞれの役割を理解することからはじまります。そして、地域の資源を最大限に生かした取り組みを共に考えていきましょう。

- (2) 現在、高齢化への対応や大規模災害への対策など、住み慣れた地域で安心して住み続けるための福祉や防災（防犯）の基礎的な課題については全地域共通の対応が必要です。その上で、多様な主体が中心となり活動することで、課題解決に向けて取り組むことが重要であると考え、この規定を設けています。
- (3) 子どもが多い地域、高齢化の進む地域、魅力ある景観・歴史資源を有する地域など、地域の資源及び特性は地域ごとに異なります。そのため、地域の特性を理解し、活動することで将来にわたり郷づくりを行うことができると考えています。
- (4) 市民、協議会、市の役割については、次条以降で規定していますが、その役割をそれぞれがまず理解することが大切です。そして、お互いを十分に認め合うことで、相互理解と信頼の基盤が作られていきます。
- (5) 協議会等で活動を行う者に対し、敬意を持つこととしています。活動を行う上では、参加する立場だけでなく、活動を運営する立場があります。それぞれの立場を理解した上で、感謝の気持ちを持つことを心掛けてほしいという思いを込めています。感謝されることで活動を行うもののやりがいやモチベーションにもつながっていきます。

(市民の役割)

- 第 4 条 市民は、基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加及び参画するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らが住む地域に関心を持ち、地域の活性化及び課題解決に向け、積極的に情報収集し、一人一人が地域のことを考え、行動することとする。
- 3 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとする。

【解説】

POINT

「市民」の役割

- ・自発的及び積極的に郷づくりに参加すること
- ・地域とのつながりを持ち、信頼関係を築くこと
- ・郷づくり推進協議会や自治会などの活動に協力すること

この条例は、第 4 条から第 8 条までで、郷づくりの各主体の役割や市の支援について定めています。

- 1 市民は、「基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加するものとする」としています。自発的・積極的とは、強制されるのではなく自分の意思で、前向きに進んで関わることを指し、前条に定めた基本理念に対する市民の意識の方向性を表現しています。
- 2 市民の役割の一つとして「住む地域に関心」を持つことが挙げられ、郷づくりを推進する第一歩です。地域の関心を持つことで愛着度が高まり、地域の活性化及び課題解決に向けたアイデアの創出や行動につながります。市民一人一人が自分のできることを見つけ、取り組むことが市民に求められます。
- 3 地域同士のつながりが希薄化になる中で、市民が地域とのつながりを持つことは大切です。その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くことで、郷づくりの推進につながっていきます。また、昔から住んでいる人、新たに引っ越してきた人、さまざまな人の意見が尊重される関係性を構築することも重要であるため、この規定を設けています。

（郷づくり推進協議会の役割）

- 第 5 条 郷づくり推進協議会は、地域内の市民相互の交流と支え合いを通して、郷づくりに取り組むものとする。
- 2 郷づくり推進協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見及び要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、郷づくりの推進に努めるものとする。
 - 3 郷づくり推進協議会は、自らの活動についての情報の発信及び共有を図るとともに、地域内の市民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民が郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。
 - 4 郷づくり推進協議会は、市民のふれあい、地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の福津市郷づくり交流センター条例（平成 20 年福津市条例第 13 号）第 2 条に規定する郷づくり交流センター又は福津市コミュニティセンター条例（平成 17 年福津市条例第 95 号）第 2 条に規定する宮司コミュニティセンターを積極的に活用するものとする。

【解説】

POINT

「郷づくり推進協議会」の役割

- ・地域内の意見を収集し、郷づくりの推進に努める
- ・市民が郷づくりに参加しやすい環境づくり（市民相互の交流）
- ・郷づくり交流センター、宮司コミュニティセンターの活用

- 1 協議会は、郷づくりを行う上での中心的な組織です。協議会が、これらの地域内の市民同士の交流を行い、お互いに支え合うことが大切です。
- 2 協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見や要望を幅広く収集し、適切に事業に反映することが重要です。学校等としており、この中には各種団体も含まれています。
- 3 協議会は、自らの活動についての情報の発信をすることを通して、地元で生まれ育った人、新しく引っ越してきた人、一人でも多くの市民が地域に関心や親しみを持つきっかけ作りを行います。地域内の市民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民が郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとしています。
- 4 協議会は、それぞれ活動を行う拠点が 있습니다。この拠点は、郷づくりの事務所であるとともに、市民のふれあいの場にもなっています。そのため、誰もが拠点に立ち寄りたくなるような地域の特性を生かした取り組みが求められます。拠点の利用方法などについては、福津市郷づくり交流センター条例や福津市コミュニティセンター条例に定めがあります。具体的な拠点についての紹介は、次のページに掲載しています。

8つの

郷

づくり

推進協議会 拠点紹介

各交流センター(宮司以外)

■開館時間 9:00~17:00

■休館日 ・土曜日・日曜日・祝日
・8月13日~8月15日、12月29日~翌年1月3日

宮司コミュニティセンター

■開館時間 9:00~22:00

■休館日 ・火曜日(火曜日が祝日・振替休日の場合は、その翌日)
・12月29日~翌年1月3日

勝浦



ホームページ



勝浦地域郷づくり推進協議会

拠 勝浦郷づくり交流センター

所 勝浦 2274-1

☎ 0940-52-2217

津屋崎



ホームページ



津屋崎地域郷づくり推進協議会

拠 津屋崎郷づくり交流センター

(津屋崎行政センター内)

所 津屋崎 1-7-2

☎ 0940-52-1553

宮司



ホームページ



宮司地区郷づくり推進協議会

拠 宮司コミュニティセンター

所 宮司浜 2-15-1

☎ 0940-52-0780

福間



ホームページ



福間地域郷づくり推進協議会

拠 福間郷づくり交流センター

(愛称:ふくまりん)

所 西福間 2-7-33

☎ 0940-72-1085

神興



ホームページ



神興地域郷づくり推進協議会

拠 神興郷づくり交流センター

(神興小学校内)

所 東福間 6-4-1

☎ 0940-43-0621

上西郷



ホームページ



上西郷地域郷づくり推進協議会

拠 上西郷郷づくり交流センター

所 内殿 591-15

☎ 0940-72-5093

神興東



ホームページ



神興東地域郷づくり推進協議会

拠 神興東郷づくり交流センター

(愛称:ふれあいじんとう)

所 久末 236-1

☎ 0940-43-1421

福間南



ホームページ



福間南地域郷づくり推進協議会

拠 福間南郷づくり交流センター

所 日蒔野 4-19-1

☎ 0940-72-5138

（市の役割）

- 第 6 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、郷づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への地域の実情に合わせた支援を積極的に行うものとする。
- 2 市は、郷づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものとする。
 - 3 市は、郷づくり推進協議会と学校、家庭がお互い連携し合えるように、支援を行うものとする。
 - 4 市は、市民参加及び共働の機会を創出するため、中間支援を行うものとする。

POINT

「市」の役割

- ・地域の実情に合わせた支援に積極的に取り組む
- ・郷づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働
- ・協議会と学校、家庭がお互い連携し合えるように支援
- ・市民参加及び共働の機会を創出するための中間支援

- 1 市は、協議会という組織を尊重し、郷づくりに関する情報を共有することで、協議会への支援を積極的に行うものです。郷づくりに対する市の姿勢を示すとともに、情報を共有し、協議会が活動しやすい仕組み作りや支援を行っていきます。
- 2 市は、郷づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものです。ここでいう「相乗効果」とは、市と郷づくり推進協議会が協力することにより、それぞれが単独で得られる事業効果以上の効果が得られることをいいます。連携することで新たな視点が生み出され、より良い郷づくりを目指すために市の役割として明記しました。
- 3 市は、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の取り組みが進むよう、学校運営協議会の開催及びコミュニティ・スクールの推進により学校・家庭・地域が連携できるように努めます。コミュニティ・スクールとは、学校と家庭と地域が同じ目標に向かって、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させながら、連携・共働して子どもたちの豊かな成長を支える仕組みのことです。これらの仕組みを推進することで地域や学校、家庭との連携が強まります。
- 4 地域の課題の解決などに取り組むためには、各種団体だけでは、課題解決に関する専門的な知識やノウハウを持つ NPO や事業者など連携することが望まれます。多様な人や団体と協議会がつながる機会を創出するため、市は市未来共創センターキッカケラボ（以下「キッカケラボ」という。）を核として、中間支援を行います。詳細は、21 ページに掲載しています。

(市の支援)

第 7 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、その活動について適切な助言及びその他必要な支援を行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会の運営を支援するために、地域を担当する職員を配置する。

3 市は、郷づくり推進協議会相互の連携を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。なお、会議の運営、構成等必要事項については、市長が別で定める。

4 市は、郷づくり推進協議会の活動支援として、郷づくり推進事業交付金を交付し、財政的な援助を行うものとする。

5 前項の交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、市長が別で定める。

6 市は、郷づくり推進協議会、自治会、市民等の主体が互いに交流し、意見交換ができる機会を創出することに努める。

第 6 条までは、それぞれの主体の役割について、明記をしてきましたが、この第 7 条では「市の支援」について明記しています。

POINT

「市」の支援

- ・市は、協議会に適切な助言を行い、必要な支援を行う
- ・地域担当職員の配置
- ・代表者会議の位置付け
- ・郷づくり推進事業交付金を交付すること
- ・それぞれの主体同士の対話の場づくり

1 市は、郷づくり推進協議会という組織を尊重し、その上で、活動についての適切な助言及び支援を行います。その中で、子育て世代や現役世代など働く人も気軽に郷づくりに関わられるような入口づくりや、主体性やモチベーションを大切にする学びの機会及び仕組みづくりなどの提案をします。この条文では、「その他」支援という言葉を用い、支援の内容を限定しないことにより、柔軟な支援を市が行うことができることとしました。例えば、各種市役所内での関係部署との連携・支援などが挙げられます。

2 福津市地域担当制実施要綱（平成 18 年福津市告示第 271 号）に基づき、市の部長級、課長級の職員を地域担当職員として配置しています。地域担当職員は、郷づくりへの助言や情報提供の支援を行っており、今後も継続して行います。

- 3 郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会については、従来要綱で定めがありました。今回条例で代表者会議の位置付けを規定することにより、市に対して郷づくり推進協議会がしっかり提案できる根拠として明記しました。ただし、郷づくり推進協議会代表者会議の運営、構成などの詳細については、条例では明記せず、規則などに委任することとしています。この会議の場では、協議会相互の意見交換の場であるとともに、市役所内の関係部署との連絡調整の場ともなっています。



▲郷づくり推進協議会代表者会議の様子

- 4 市は、現在も「郷づくり推進事業交付金」を各郷づくり推進協議会に交付しています。今まで交付金の交付については、要綱で定めていましたが、条例に明文化することにより、郷づくりに対し、市が財政面で援助することが必須となりました。また、交付金の使途や会計処理により活動を制限していたため、協議会が活動しやすい仕組みづくりについては、この条例ではなく「実行プラン」という郷づくりの具体的な支援策をまとめたプランに基づき、市が行っていきます。

<実行プランについて>

市は、令和6年3月22日福津市共働推進会議よりいただいた答申の方策案を着実にすすめていくため、「実行プラン」を策定し「市の支援策」として位置付けました。このプランは、地域の皆さんがのびのびと自主的に活動できるように、市が行うべき具体的な方策や取り組み内容を示しており、令和6年度から令和8年度までの3年計画です。

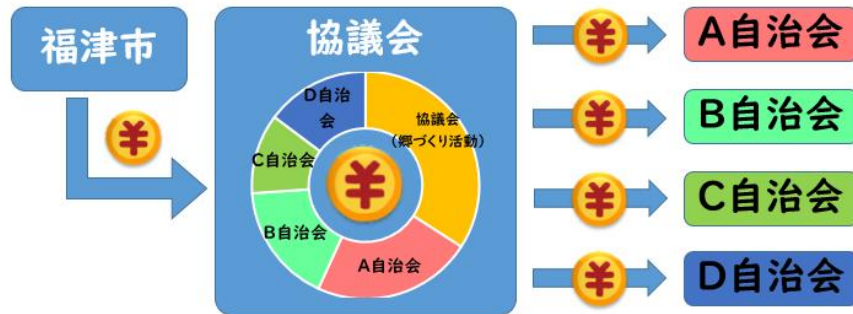
これまで市民の皆さんが必要と感じてこられた、活動上の支援の充実や制約の緩和を目指した内容になっています。



5 交付金の具体的な金額や申請方法については、この条例ではなく、規則などで定めます。

<地域予算制度について>

市は、郷づくりを推進するため、協議会に「郷づくり推進事業交付金」を交付しています。この交付金は、協議会と自治会への交付金を一本化し、市から協議会へ、また協議会から自治会へ交付されます。自治会への交付額は、郷づくり地域の実情に合わせて、協議会と自治会の話し合いのもとに決める仕組みとして「地域予算制度」を採用しています。



6 協議会同士や自治会同士など活動する地域が異なることから、直接対話をする機会が今まで少ない状況でした。そのため、市が対話の場を作り、横のつながりを作る機会を作ることを支援の内容として含めています。この詳細については、実行プランに規定しており、交流会や拠点見学会、ワークショップなどを行い、お互いの良いところや課題解決に向けた取り組みに向けた対話の場を作っていきます。

(情報の発信等)

第 8 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報に関心を持ち、お互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めるものとする。

【解説】

POINT

市民、郷づくり推進協議会、市は、**郷づくりに関する情報を広く発信・共有**すること

情報共有の原則に基づき、市民、協議会及び市が郷づくりに関する情報を発信・収集共有することに努めています。情報を共有することは、市民参加や共働の前提であり、市民一人一人が郷づくりへの関心を持つためのきっかけづくりになります。具体的な情報発信の方法として、市広報紙、郷づくりホームページ、市公式 SNS をはじめ、郷づくり P R イベントの実施などが挙げられます。

また、情報共有をすることでお互いの状況を把握しながら郷づくりを行うことができます。郷づくり推進協議会においては自治会をはじめ各種団体とも連携しながら、情報発信・共有することも魅力ある地域のことを市民に理解してもらうために重要なことです。

<情報発信のツール紹介>

郷づくり推進協議会や市が行っている情報発信のツールをご紹介します。

郷づくり推進協議会では、各地域に郷づくりホームページがあります。これらでは、郷づくり推進協議会主催のイベントや活動を紹介しています。また、市では Instagram を行い、情報発信に取り組んでいます。

郷づくりホームページ

各郷づくり地域の特徴やイベント情報など



Instagram

各郷づくり地域の活動の様子など



その他にも、市広報紙などを利用し、魅力ある郷づくりの P R に郷づくり推進協議会と市が協力し、取り組んでいます。

(人財育成等)

第 9 条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりを推進するために、共に学び合い、担い手となる人財を発掘し、その育成に努めるものとする。

2 市は、多様な主体や各種団体と郷づくり推進協議会がつながる機会及び方法等を郷づくり推進協議会に提案するものとする。

3 市は、郷づくりを推進するため、市職員の共働のまちづくりに関する意識向上に努めるものとする。

福津市では、「人材」ではなく、「人財」という言葉を用いています。人材は「組織にとって役に立つ人」という意味合いが強い言葉ですが、人財は「組織の財産になる人」という意味合いがあり、人を大切にするという印象があるため、この漢字を用いています。

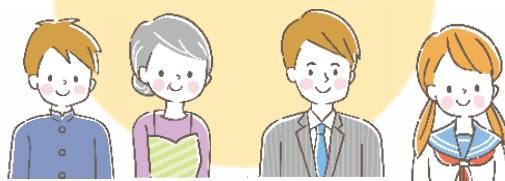
【解説】

POINT

人財育成で重要なこと

- ・担い手の発掘・育成に努めること
- ・各種団体とのつながりを市が支援すること
- ・市職員の意識向上

「人材」ではなく「人財」
市民は、みな福津市の財産です



- 1 郷づくりを推進するために、講座や意見交換会の開催など多様な主体が活躍できる運営の視点を学ぶ機会を市が作り、郷づくり推進協議会が学ぶ場づくりを行います。多様な主体の中には、若い世代も含まれます。このことについて、実行プランの柱としても掲げられています。
- 2 さまざまな多様な主体とつながる方法として、16 ページに掲載の中間支援機能である「キッカケラボ」などの支援が挙げられます。キッカケラボを活用することで、地域活動に関心がある人と協議会との双方の要望に応じたマッチングを行います。



<キッカケラボとは？>

2022年7月、福津市に関わる皆さんがつながり合い、新たな可能性を創り出すために誕生しました。キッカケラボとは、福津市未来共創センター条例に規定されたセンターです。現在、市中央公民館の中にあります。キッカケラボが行う事業を推進することで、さまざまな主体とつながる機会が生まれるため、キッカケラボ主催の講座や地域活動に関する団体やイベントなどの内容を共有することで、郷づくりを推進するヒントを得ることができます。協議会からの相談を受け、キッカケラボ登録団体が小学生の文化祭出店サポートや防災フェスタ企画・運営などを行った事例があります。

- 3 市職員の意識向上について、条例に入れてほしいという意見が多く寄せられました。市職員の意識向上のため、地域との関わる姿勢を学ぶ研修修などを行い、市職員の郷づくりに対する意識底上げを行います。これらの内容についても、市の責務であることを条例に明記することにより明らかにすることとしています。

(郷づくり基本構想及び郷づくり計画)

第 10 条 市は、郷づくりの指針となる郷づくり基本構想を策定するものとする。

- 2 郷づくり推進協議会は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「郷づくり計画」という。）を策定するものとする。

【解説】

POINT

市は、郷づくりの指針「**郷づくり基本構想**」を策定する
郷づくり推進協議会は「**郷づくり計画**」を策定する

- 1 市では平成 19 年 3 月に策定した第 1 次総合計画を核に「地域自治の実現」に向けて取り組んでいましたが、地域コミュニティの指針や方向性を示した構想や基本計画がありませんでした。そこで、郷づくりを始めて、さまざまな課題が具体的に見えてきた平成 28 年度から、それまでを振り返り、今後も郷づくりを持続させていくために必要なことを評価・検証結果から分析し、協議会・自治会の位置付けや役割の明確化、市の支援策などを体系的にまとめ、平成 30 年 3 月に「郷づくり基本構想」を策定しました。この基本構想について明文化することで、市は必ず郷づくりの指針となる計画を作る責務があることを条例に規定しました。郷づくり基本構想を今後見直す上では、他の自治体が行っている「地域カルテ」や「地域ビジョン」の作成などを行い、地域の実情を分析することや将来像を考えることも重要であると考えています。
- 2 郷づくり基本構想で「地域づくり」の取り組みのうち、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画を「地域づくり計画」から「郷づくり計画」と改めました。各郷づくり推進協議会では、取り組みなどの評価・検証、地域内の意見集約、意見交換会、策定作業などを経て地域の現状や課題を整理し、その課題解決のため将来像や今後、取り組むべき活動を掲げ平成 31 年 4 月から計画を運用しています。地域づくり計画の 4 つの必須分野の設定を、郷づくり計画では必須分野を「福祉」「防犯・防災」とし、選択分野を「子育て」「環境・景観」「文化・交流」に改めています。

(郷づくり推進協議会の名称等)

第 11 条 郷づくり推進協議会の名称は、別表のとおりとする。

2 郷づくり地域は、市長が別に定める。

3 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他郷づくり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。

(2) 郷づくり推進協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 自治会の代表者が、郷づくり推進協議会の組織運営に参画していること。

4 郷づくり推進協議会は、地域内の市民のほか、郷づくり推進協議会が認めたものを構成員とする。

【解説】

1 郷づくり推進協議会の名称については、今まで規則で定めていましたが、別表として条例に定めました。

8つの協議会の名称

勝浦地域郷づくり推進協議会、津屋崎地域郷づくり推進協議会、宮司地区郷づくり推進協議会、福間地域郷づくり推進協議会、神興地域郷づくり推進協議会、上西郷地域郷づくり推進協議会、神興東地域郷づくり推進協議会、福間南地域郷づくり推進協議会

2 郷づくり地域は、おおよそ小学校区を単位として、分かれています。小学校区に含まれる行政区については、条例と別の規則などで定めます。行政区とは、第 2 条第 4 号に規定しているとおり「市の区域内を地理的に分割した区域」のことです。

3 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とし、ここでは運営体制などについても明文化しています。

POINT

協議会の運営体制

- ・運営するための会則が定められていること
- ・代表者や役員が、構成員の意思に基づいて選出されること
- ・自治会の代表者が組織運営に参画すること。

4 郷づくり推進協議会は、各地域内の市民を構成員とします。ただし、市民とは、第 2 条第 2 号において「市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。」と定義しており、地域内の市民以外にも構成員となることができることから、郷づくり推進協議会が認めたものを構成員とできる旨明記しました。

(郷づくり推進事業)

第 12 条 郷づくり推進協議会は、郷づくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 基礎事業(全地域共通の取組)

- ア 自治活動の推進に関する事。
- イ 防犯灯の管理に関する事。
- ウ 郷づくり協議会の運営に関する事。

(2) 自主事業(地域の実情に応じた取組)

- ア 自主防犯及び自主防災に関する事。
- イ 健康及び福祉の増進に関する事。
- ウ 子どもの健全育成に関する事。
- エ 環境及び景観保全に関する事。
- オ 地域活性及び住民交流に関する事。
- カ 地域文化の継承及び創出に関する事。

【解説】

POINT

郷づくり推進協議会の事業は主に 2 つに分かれる

- ・**基礎事業** (全地域共通)
- ・**自主事業**(地域の実情に応じた取り組み)

1 基礎事業 (全地域共通)

高齢化への対応や大規模災害への対策など、住み慣れた地域で安心して住み続けるための福祉や防災(防犯)の基礎的な課題については全地域共通の対応が必要であり、共通事業として 2 つ決めました。具体的に取り組む際は、地域の状況に応じて進めること、地域が求める安全・安心対策への支援に取り組むことが重要です。

2 自主事業(地域の実情に応じた取り組み)

子どもが多い地域、高齢化の進む地域、魅力ある景観・歴史資源を有する地域など、地域によって特徴が大きく異なっていることから、地域特有の課題解決のために活動分野と内容を見直し、必要な活動を地域が主体的に選択し、自ら取り組むことが望まれます。地域特有の課題への対応は多岐にわたることから、それらに応じた専門部署の横断的な連携・支援体制づくりなどに取り組むことが求められています。

<郷づくりの事業紹介>

協議会の活動分野について、少しご紹介します。

防犯・防災



▲防災演習講座



▲登下校の見守り



▲防災グッズの製作や体験

福祉



▲健康測定会



▲みんなで楽しく歌います



▲健康サロン

子育て



▲寺子屋



▲地域みんなでランチ



▲子どもの居場所づくり

環境



▲河川の草刈り



▲菜の花の種取り



▲松林清掃

住民交流・活性化



▲松林の中をウォーキング



▲大にぎわいの夏祭り



▲ウォーキング大会

文化・行事等の継承



▲山笠



▲竹灯まつり



▲文化祭

(情報公開)

第 13 条 郷づくり推進協議会は、事業活動に関する書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

【解説】

郷づくり推進協議会は、各種事業活動の透明性を明らかにするために、書類を事務所に備え付けることとしたものです。なお、これらの書類は、必要に応じて市民に公開し、郷づくりに対する市民の理解と信頼を確保することに努める必要があることを表現しました。

(個人情報保護)

第 14 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、当該個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとする。

【解説】

郷づくり推進協議会が行う事業の中で取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な措置を講じることが必要です。近年、個人情報の取り扱いについて、市民の関心も高まっており、重要な制度です。郷づくり推進協議会においても、法令に基づき、適切な運用を行うことを明文化しました。なお、個人情報の保護とは、個人の権利・利益の保護を目的としたものになります。

(意見の聴取)

第 15 条 市は、毎年、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議の意見を聴くものとする。

【解説】

郷づくりに関する施策については、市が一方的に決定するのではなく、郷づくり推進協議会や福津市共働推進会議（以下「共働推進会議」という。）の意見を聴くことを原則論として定めています。

共働推進会議とは、附属機関（行政執行のために、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、諮問又は調査などを行うための機関）に意見を聴くこととしています。外部の専門的な見解や私たち市民の視点から郷づくりについて確認し、建設的な意見が出されることにより、取り組みを充実していくことが重要です。そのような、役割を担うのが共働推進会議です。今回の条例検討に当たり、共働推進会議より適切な助言や提案をいただいています。

<共働推進会議とは？>

共働して地域自治を実現するために、①～③について調査・審議を行う市の附属機関です。

- ① 共働のあり方や方向性を示す指針に関すること
- ② 共働の推進に向けた具体的施策に関すること
- ③ 市長の諮問に関すること

共働推進会議の委員は、学識経験者、未来共創会議、地域代表、市民代表 9 名で現在構成されています。

(条例の見直し)

第 16 条 この条例は、施行後 4 年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直すものとする。

【解説】

この条は、条例の見直しについて規定したものです。今後の社会情勢や経済事情の変化は目まぐるしいものが予想され、条例の内容が時代に適合しなくなる場合が考えられますので、4 年を超えない期間ごとに検討します。「4 年を超えない期間」とは、市長や市議会議員の任期に合わせ、1 回は見直しが行われることを担保するため、この期間を設定しています。この条例は不変的なものではなく、今後の積み重ねの中で育てていくものと考えていますので、見直しについては、市民などから改正の必要性の意見や要望を聴き、庁内で検討した上で、必要性の結論が出た場合は、速やかに改正手続きを行います。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

簡素で、分かりやすい条例とするため、基本的なことを条文に盛り込んでいます。その他、条例の施行に関し、必要となる規則などは、別に定めます。

6 郷づくり推進条例全文

福津市郷づくり推進条例 (令和 年 月 日福津市条例第 号)

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を感じることができるまちです。地元で生まれ育った人も、新たに引っ越してきた人も互いにつながり、地域の中でそれぞれが自分の役割を持ち、助け合いながら暮らしています。

その中で、郷づくりは地域自治の基盤であり、地域住民同士をはじめ、様々な人とのつながりを生み、地域を魅力的にする役割があります。また、郷づくりは、「地域のために何かをやってみたい」という一人一人の挑戦や想いを後押しすることができるとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代が関わることのできる楽しい活動です。その結果、郷づくりを通して、市民の主体性を育んできました。

一方で、社会情勢の変化とともに、人口の増加又は減少をはじめ、地域資源や直面している課題、そして今後の可能性は同じ市内であっても異なるため、地域の実情に合わせた取り組みを行うことが求められています。

そこで、地域課題を解決するとともに魅力ある地域をつくるために、郷づくりを推進することが大切であると考えます。そのため、市民と市が情報や地域課題を共有し、それぞれが役割分担をし、対等な立場で共働しながら、郷づくりに取り組みます。

多くの市民が地域に親しみを持ち、福津市で良かったと感じながら安心・安全に住み続けることができるまちを実現するため、持続的な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、郷づくり推進協議会、自治会及び福津市（以下「市」という。）との位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、もって持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郷づくり 地域をより良くしていくため、市民が主体となり、身近な地域課題の解決及び個性的で魅力ある地域づくり等、公益性の増進に寄与する地域活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動
- (2) 市民 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（平成20年福津市条例第27号。以下

「基本条例」という。) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する市民及び事業者等を総称したものをいう。

- (3) 郷づくり推進協議会 自治会を基軸として、各種団体、ボランティア、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、基本条例第 11 条第 2 項に規定する郷づくり推進協議会をいう。
- (4) 自治会 原則として行政区（市の区域内を地理的に分割した区域をいう。以下同じ。）において 1 団体ずつ地縁により形成された住民自治組織で、市が認めたものをいう。
- (5) 共働 基本条例第 2 条第 4 号に規定する共働をいう。
- (6) 地域自治 基本条例第 2 条第 5 号に規定する地域自治をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）とし、郷づくりを推進するものとする。

- (1) 地域の魅力、解決力及び地域への関心等を高めるため、市民が主体的に市と共働して推進すること。
- (2) 地域の課題解決のため、地域を支える多様な主体との共働により、その展開が図られること。
- (3) 市民の生活の場として、将来にわたり、魅力ある地域となるよう、地域の資源及び特性を生かし、地域自治の観点から持続的な活動が行われること。
- (4) 自らの役割を認識し、お互いを十分尊重しながら活動すること。
- (5) 郷づくりをする者に対し、感謝の気持ちを持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加及び参画するよう努めるものとする。

- 2 市民は、自らが住む地域に関心を持ち、地域の活性化及び課題解決に向け、積極的に情報収集し、一人一人が地域のことを考え、行動することとする。
- 3 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとする。

(郷づくり推進協議会の役割)

第 5 条 郷づくり推進協議会は、地域内の市民相互の交流と支え合いを通して、郷づくりに取り組むものとする。

- 2 郷づくり推進協議会は、地域内の市民、自治会、学校等の意見及び要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、郷づくりの推進に努めるものとする。
- 3 郷づくり推進協議会は、自らの活動についての情報の発信及び共有を図るとともに、地域内の市民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民が郷づくりに参加しやすい環境づくりに努めるものとする。
- 4 郷づくり推進協議会は、市民のふれあい、地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の福津市郷づくり交流センター条例（平成 20 年福津市条例第 13 号）第 2 条に規定する郷づくり交流センター又は福津市コミュニティセンター条例（平成 17 年福津市条例第 95 号）第 2 条に規定する宮司コミュニティセンターを積極的に活用するものとする。

(市の役割)

第 6 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、郷づくりに関する情報を共有し、郷づくり推進協議会への地域の実情に合わせた支援を積極的に行うものとする。

2 市は、郷づくりに関する施策について、郷づくり推進協議会との共働のまちづくりの相乗効果が生み出されるよう配慮するものとする。

3 市は、郷づくり推進協議会と学校、家庭がお互い連携し合えるように、支援を行うものとする。

4 市は、市民参加及び共働の機会を創出するため、中間支援を行うものとする。

(市の支援)

第 7 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、その活動について適切な助言及びその他必要な支援を行うものとする。

2 市は、郷づくり推進協議会の運営を支援するために、地域を担当する職員を配置する。

3 市は、郷づくり推進協議会相互の連携を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。なお、会議の運営、構成等必要事項については、市長が別で定める。

4 市は、郷づくり推進協議会の活動支援として、郷づくり推進事業交付金を交付し、財政的な援助を行うものとする。

5 前項の交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、市長が別で定める。

6 市は、郷づくり推進協議会、自治会、市民等の主体が互いに交流し、意見交換ができる機会を創出することに努める。

(情報の発信等)

第 8 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報に関心を持ち、お互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めるものとする。

(人財育成等)

第 9 条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりを推進するために、共に学び合い、担い手となる人財を発掘し、その育成に努めるものとする。

2 市は、多様な主体や各種団体と郷づくり推進協議会がつながる機会及び方法等を郷づくり推進協議会に提案するものとする。

3 市は、郷づくりを推進するため、市職員の共働のまちづくりに関する意識向上に努めるものとする。

(郷づくり基本構想及び郷づくり計画)

第 10 条 市は、郷づくりの指針となる郷づくり基本構想を策定するものとする。

2 郷づくり推進協議会は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「郷づくり計画」という。）を策定するものとする。

(郷づくり推進協議会の名称等)

第 11 条 郷づくり推進協議会の名称は、別表のとおりとする。

2 郷づくり地域は、市長が別に定める。

3 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他郷づくり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。

(2) 郷づくり推進協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 自治会の代表者が、郷づくり推進協議会の組織運営に参画していること。

4 郷づくり推進協議会は、地域内の市民のほか、郷づくり推進協議会が認めたものを構成員とする。

(郷づくり推進事業)

第 12 条 郷づくり推進協議会は、郷づくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 基礎事業(全地域共通の取組)

ア 自治活動の推進に関すること。

イ 防犯灯の管理に関すること。

ウ 郷づくり協議会の運営に関すること。

(2) 自主事業(地域の実情に応じた取組)

ア 自主防犯及び自主防災に関すること。

イ 健康及び福祉の増進に関すること。

ウ 子どもの健全育成に関すること。

エ 環境及び景観保全に関すること。

オ 地域活性及び住民交流に関すること。

カ 地域文化の継承及び創出に関すること。

(情報公開)

第 13 条 郷づくり推進協議会は、事業活動に関する書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、当該個人情報適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとする。

(意見の聴取)

第 15 条 市は、毎年、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議の意見を聴くものとする。

(条例の見直し)

第 16 条 この条例は、施行後 4 年を超えない期間ごとに検証し、その結果を踏まえ、見直すものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

郷づくり推進協議会の名称
勝浦地域郷づくり推進協議会
津屋崎地域郷づくり推進協議会
宮司地区郷づくり推進協議会
福間地域郷づくり推進協議会
神興地域郷づくり推進協議会
上西郷地域郷づくり推進協議会
神興東地域郷づくり推進協議会
福間南地域郷づくり推進協議会

**福津市郷づくり推進条例
解説書（イメージ案）**
(令和 年 月)

発行 福津市 地域コミュニティ課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号
電話：0940-42-1111（代表） FAX：0940-43-3168
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>
E-mail info@city.fukutsu.lg.jp